

第24期

定時株主総会招集ご通知

【開催日時】

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

【開催場所】

ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーン
札幌市中央区南一条西五丁目9番地1

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ・株主総会終了後の会社説明会の実施はございません。
- ・本総会においては、お土産のご用意はございません。

【目次】

第24期定時株主総会招集ご通知	1
新型コロナウイルス感染症の 対策に関するお知らせ	3
インターネットによる議決権 行使のご案内	4
（提供書面）	
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	28
株主総会参考書類	33

株式会社エコミック

証券コード 3802

2021年6月7日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西八丁目1-1
朝日生命札幌大通ビル
株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク
代表取締役社長 熊 谷 浩 二

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください（詳細は、4頁をご確認ください。）。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーヌ
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ecomic.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ecomic.jp>）に掲載させていただきます。

会社説明会開催見送りのご案内

本年におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定時株主総会終了後の会社説明会の実施を見送ることといたしました。

何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、株主様の安全を第一に考え、株主総会の運営を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・株主の皆様には、できるだけ株主総会当日のご来場を見合わせていただき、インターネットによる議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。（インターネット行使の詳細につきましては、4頁をご確認ください。）
- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、検温を含めた体調確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声かけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、検温、アルコール消毒液の噴霧及びマスク着用についてご協力をお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ecomic.jp>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げますとともに、株主の皆様におかれましてもどうぞご自愛ください。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年6月24日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

5. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

(3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、非常に厳しい状況にありました。先行きにつきましては、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の感染症の動向や感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある状況となっております。

当業界におきましては、このような経済の先行きが不透明な中、労働環境の変化やSDGsへの取り組み等を背景に、企業の効率化・省力化への動向が続き、事業再構築やBCP（事業継続計画）の手段としてのアウトソーシングニーズは引続き高い状況でありました。

そこで当社グループは、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」のもとに、顧客企業に対し給与計算に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業の生産性向上の観点から、アウトソーシングサービスの提案を行い、あらゆる企業から管理部門のルーティンワークを無くすべく、「バックヤード業務のソリューションプロバイダー」として付加価値の高いサービスの提供を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は1,576,766千円（前連結会計年度比20.7%増）、営業利益は151,903千円（前連結会計年度比12.2%増）、経常利益は137,157千円（前連結会計年度比5.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は101,205千円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。

当社グループはペイロール事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント区分を行っておりません。この単一セグメントであるペイロール事業の経営成績は次のとおりであります。

当連結会計年度につきましては、引続き既存顧客との関係強化及び積極的な営業活動に取り組んでまいりました。売上高につきましては、給与計算処理人数が増加したこと及びクラウドアウトソーシングサービスである「簡単年調」を中心とした年末調整処理業務の受注が好調であったため1,576,766千円（前連結会計年度比20.7%増）となりました。営業利益につきましては、外注加工費の増加及び営業強化に伴う人件費増加等により同利益率が9.6%（前連結会計年度比2.6ポイント減）となった結果151,903千円（前連結会計年度比12.2%増）となりました。経常利益につきましては、東京証券取引所JASDAQ上場に係る費用が発生したことにより営業外費用が増加し137,157千円（前連結会計年度比5.0%減）となりました。そして、

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては101,205千円（前連結会計年度比3.0%増）となり、初めて1億円を超過し過去最高益となりました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前連結会計年度比
ペイロール事業	1,576,766	100.0%	20.7%
合計	1,576,766	100.0%	20.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は165,886千円であり、その内訳は主に、有形固定資産では年末調整業務等で使用する超高速スキャナ導入等による工具、器具及び備品31,605千円、無形固定資産では年末調整関連システムの改修等によるソフトウェア87,650千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2018年 3 月期)	第 22 期 (2019年 3 月期)	第 23 期 (2020年 3 月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売上高 (千円)	970,243	1,076,100	1,305,905	1,576,766
経常利益 (千円)	72,709	102,162	144,337	137,157
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	55,440	76,799	98,276	101,205
1株当たり当期純利益 (円)	34.60	47.86	61.21	54.42
総資産 (千円)	631,804	724,815	909,882	1,113,557
純資産 (千円)	568,484	628,154	701,964	1,012,331
1株当たり純資産 (円)	353.00	389.96	435.93	536.48

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は当該株式分割前の数値であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキャリアバンク株式会社で、同社は2021年3月31日時点で当社の株式820,400株（議決権比率43.5%）を保有いたしております。

当社は親会社との間で、給与計算業務を受託し、人材紹介及び人材派遣等の取引を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害しないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
栄光情報技術（青島）有限公司	2,000千円	100%	ペイロール事業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済を更に下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。企業は感染拡大防止によるテレワークや時差出勤等を実施しながら、管理部門の機能を止めることなく企業を存続させる必要があります。

このような環境のもと、企業の講ずる合理化策、リスク回避策の一つがアウトソーシングであると思われます。アウトソーシングを活用することにより、管理間接部門のコスト削減が図れると同時に管理部門が本来行うべき業務への集中を図り合理化につなげること、またテレワークの導入等による働き方の変革やBCP（事業継続計画）対策の手段として、今後もアウトソーシングのニーズはますます高まっていくものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社グループは以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 業務のスピードアップ、成果物の量産

当社グループが行っているペイロール事業は、主に顧客企業の状況に合わせて給与計算を代行することにあります。個々の顧客企業に応じたシステムの構築を行い対応しておりますが、より効率を高め大量処理可能な業務フローを継続的に進化させていく必要があると考えております。

② 業務品質の向上及び情報管理体制の強化

当社グループが行っているペイロール事業では、業務成果物の正確性は、顧客企業が当社グループに業務を委託する際の前提条件と考えております。また、多くの企業は個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社グループでは顧客企業の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を引続き強化してまいりたいと考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

昨今のテレワークの導入等による働き方の変革や新型コロナウイルス感染拡大に伴うBCP（事業継続計画）対策の手段として、アウトソーシングを活用する企業が増えております。そのため業務を受け入れる側のアウトソーサーは、業務量の増加に対応できる優秀な人材を確保する必要があります。当社グループでは、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、子会社への業務移管を進めることにより、業務量の増加に対応できる体制を整える必要があると考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害や感染症等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社グループでは企業のそのようなニーズに応えるため、事務センターを複数拠点設けるなど災害や感染症等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

⑤ 営業体制の強化

今後、サービス需要の高まりに合わせて、競合他社の需要取り込みに向けた動きが一層激しさを増すとみられます。特に、数千人から1万人規模の大企業は多くの競合他社がメインターゲットに据えており、グループ会社を含めた業務集約化として導入提案を行う競合他社も増えていることから、受注獲得に向けて競争激化は避けられない状況にあります。そのような中、当社グループでは営業体制の強化や日本国外のマーケットの開拓に取り組んでいく必要があると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ペイロール事業	給与計算受託業務

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	札幌市中央区
東京本部	東京都新宿区
大阪営業所	大阪市北区

② 子会社

栄光信息技术(青島)有限公司	中国山東省青島市
----------------	----------

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ペイロール事業	100名	23名増

(注) 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー等を含む。)を除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55(103)名	9名増(5名減)	36.8歳	4.7年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート社員(1人1日8時間換算)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認をいただき、2020年4月28日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,000,000株

(注) 2021年3月8日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株）に伴う定款の一部変更が行われ、同日付をもって発行可能株式総数は4,000,000株増加し、8,000,000株となっております。

- ② 発行済株式の総数 1,886,000株

(注) 1. 公募増資及び第三者割当増資により発行済株式総数は270,000株増加しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は10,400株増加しております。
3. 2021年3月8日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株）により、同日付をもって発行済株式の総数は1,886,000株増加し、3,772,000株となっております。

- ③ 株主数 1,524名

- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
キャリアバンク株式会社	820,400株	43.49%
佐藤良雄	129,600株	6.87%
目時伴雄	75,600株	4.00%
熊谷浩二	72,900株	3.86%
日本社会保険労務士法人	50,000株	2.65%
加藤徹嘉	33,000株	1.74%
中瀬浩一	31,310株	1.66%
高橋正雄	25,000株	1.32%
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	24,400株	1.29%
山鹿時子	15,300株	0.81%

(注) 1. 持株比率は自己株式（30株）を控除して計算しております。

2. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記持株数は当該株式分割前の持株数であります。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 3月31日 現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊谷浩二	栄光信息技术(青島)有限公司 董事長
取締役	荒谷努	管理部長、システム企画室管掌 栄光信息技术(青島)有限公司 董事
取締役	水江司二	営業部長 兼 カスタマーサービス部長、オペレーション部管掌
取締役	西田光志	株式会社W&Bay consulting 代表取締役
取締役(監査等委員)	井上晋一	井上晋一事務所 代表 株式会社FF 監査役
取締役(監査等委員)	小林董和	
取締役(監査等委員)	荒木俊和	アンサーズ法律事務所 所長 株式会社つなぐ相続アドバイザーズ 取締役 株式会社土屋ホールディングス 社外監査役 一般社団法人北海道M&A協会 代表理事

- (注) 1. 取締役西田光志氏及び取締役(監査等委員)井上晋一氏、小林董和氏並びに荒木俊和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)井上晋一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役西田光志氏、井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役西田光志氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、同意を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、期初に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

d. 金銭報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬と同様に役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮し取締役会にて検討を行う。取締役会（「e」の委任を受けた代表取締役社長）は以下の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

基本報酬と業績連動報酬の割合＝業績連動報酬は報酬総額の30%以内

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当領域の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し、監査等委員会の同意を得て決定をしなければならないこととする。

ロ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	47,206 (1,800)	43,706 (1,800)	3,500 (—)	— (—)	5名 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8,218 (5,941)	6,121 (5,941)	— (—)	2,097 (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	55,424 (7,741)	49,827 (7,741)	3,500 (—)	2,097 (—)	9 (4)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)1名及び取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。
5. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- 取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)1名 2,097千円

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益率であり、その実績は9.6%であります。当該指標を選択した理由は、当社の生産性を図る指標として適切であり、当社事業の性質上、生産性の維持・向上は重要であると判断したためであります。当社の業績連動報酬等は、各取締役の基本報酬を基準として算定されております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長熊谷浩二に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各役員の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該の法人等との関係

社外取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）井上晋一氏は、井上晋一事務所の代表及び株式会社FFの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）荒木俊和氏は、アンサーズ法律事務所所長、株式会社つなぐ相続アドバイザー取締役、株式会社土屋ホールディングス社外監査役及び一般社団法人北海道M&A協会代表理事であります。当社は株式会社土屋ホールディングスから年末調整業務等を受託しております。また、他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 西田光志	2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。 主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 井上晋一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査等委員会20回のうち20回に出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、その高い見識を当社経営の監督に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林董和	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査等委員会20回のうち20回に出席いたしました。 主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 荒木俊和	2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、その高い見識を当社の監査等に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2020年6月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ	三優監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	—	10,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,100千円	10,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成及び三優監査法人への監査業務の引継ぎに係る費用を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2021年3月31日現在、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社及び子会社は、経営方針のひとつにコンプライアンス（法令遵守）及び倫理的行動を掲げており、全役員並びに使用人に対して、研修等を通じて法令遵守や行動規範の周知徹底を図り、「コンプライアンス規程」及び「企業行動規範」に則った企業活動を行う。
ロ. 内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
ハ. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づく内部通報制度を確立する。
ニ. 企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置している。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録及び稟議書を作成し、適切に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃をする。
ロ. 自社情報、顧客情報及び個人情報各情報管理の徹底を図るとともに、漏洩対策にも積極的に取り組み、IT技術の進歩に合わせたセキュリティ体制構築を継続して確立する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、子会社においては、必要に応じて適宜開催している。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化及びIT化を進めていくものとする。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、子会社は当社へ定期的に報告し、又は事前協議を行う体制を構築している。

- ロ. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部監査部門から定期的に内部監査を受けており、法令、定款及び社内規程に合致しているかの監査を受けている。また、子会社に対しては、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会の要請があった場合には、適切な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
上記の使用人の人事、評価等については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。また、監査等委員会より要請のある場合、上記の使用人は監査等委員会の指揮・監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人等は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査等委員会に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿及び書類等の提出や、状況説明をする。
- ロ. その他監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査基準」に基づき次に掲げる業務を行うことができる。
- ・取締役会への出席
 - ・重要な決裁文書の閲覧と確認
 - ・取締役忠実義務違反の監査
 - ・定時監査業務報告書作成、協議
 - ・次期監査方針、計画、業務分担の作成
 - ・計算書類及び附属明細書の検討並びに精査
 - ・監査報告書の作成、提出
 - ・取締役の職務執行が適法性を欠く恐れがないかの確認
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員による職務の執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ当社もしくは子会社はすみやかに支出する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査等委員会と代表取締役は適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
ロ. 監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
ハ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に意見を求めるものとする。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定して、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、反社会的勢力との関与、被害を防止するとともに、会社の社会的責任を果たすことを基本的な考え方としている。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 取引先等の調査を適宜実施し、反社会的勢力との契約を未然に防止している他、取引先等に反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は、契約を解除できる旨を契約書に明記して、反社会的勢力の排除を徹底している。
ロ. 管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制評価基本規程」をはじめとする関連規程を整備・運用している。また、金融商品取引法の定める内部統制報告書の提出に向け、内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を実施する。また、子会社に関しても、当社の体制に準じて運用を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員会及び内部統制担当部署である社長室がモニタリングし、改善を進めております。監査等委員会及び社長室は、内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

② コンプライアンス

年1回以上コンプライアンスに係る研修を実施しており、当社全役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社は内部通報規程に基づいて内部通報窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 取締役会の主な運用状況

取締役会規程に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④ 監査等委員会の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	826,412	流動負債	101,054
現金及び預金	690,230	買掛金	18,857
売掛金	103,440	未払金	11,126
その他	32,775	未払法人税等	7,270
貸倒引当金	△34	その他	63,800
固定資産	287,144	固定負債	170
有形固定資産	50,584	繰延税金負債	170
建物附属設備	12,959	負債合計	101,225
工具、器具及び備品	37,625	純 資 産 の 部	
無形固定資産	180,438	株主資本	1,008,323
ソフトウェア	180,438	資本金	354,241
投資その他の資産	56,122	資本剰余金	189,217
繰延税金資産	9,285	利益剰余金	464,900
敷金及び保証金	44,440	自己株式	△36
その他	2,395	その他の包括利益累計額	3,465
資産合計	1,113,557	為替換算調整勘定	3,465
		新株予約権	543
		純資産合計	1,012,331
		負債純資産合計	1,113,557

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,576,766
売 上 原 価		1,112,057
売 上 総 利 益		464,709
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		312,805
営 業 利 益		151,903
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	412	
受 取 手 数 料	1,612	
助 成 金 収 入	1,222	
そ の 他	716	3,963
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90	
株 式 交 付 費	5,032	
上 場 関 連 費 用	12,556	
そ の 他	1,031	18,710
経 常 利 益		137,157
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		137,157
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,986	
法 人 税 等 調 整 額	11,964	35,951
当 期 純 利 益		101,205
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		101,205

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	248,137	83,113	379,750	-	711,001
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	106,103	106,103			212,207
剰 余 金 の 配 当			△16,056		△16,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			101,205		101,205
自 己 株 式 の 取 得				△36	△36
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	106,103	106,103	85,149	△36	297,321
当 期 末 残 高	354,241	189,217	464,900	△36	1,008,323

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△11,068	△11,068	2,030	701,964
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				212,207
剰 余 金 の 配 当				△16,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				101,205
自 己 株 式 の 取 得				△36
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	14,533	14,533	△1,487	13,046
当 期 変 動 額 合 計	14,533	14,533	△1,487	310,367
当 期 末 残 高	3,465	3,465	543	1,012,331

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	682,052	流動負債	107,471
現金及び預金	550,650	買掛金	27,274
売掛金	103,440	未払金	11,190
前払費用	11,235	未払費用	43,692
その他	16,759	未払法人税等	5,933
貸倒引当金	△34	預り金	2,068
固定資産	310,602	前受金	1,323
有形固定資産	44,013	その他の	15,987
建物附属設備	9,551	負債合計	107,471
工具、器具及び備品	34,462	純 資 産 の 部	
無形固定資産	177,966	科 目	金 額
ソフトウェア	177,966	株主資本	884,640
投資その他の資産	88,622	資本金	354,241
関係会社株式	34,068	資本剰余金	189,217
出資金	10	資本準備金	189,217
繰延税金資産	9,285	利益剰余金	341,218
敷金及び保証金	42,872	利益準備金	272
長期前払費用	2,385	その他利益剰余金	340,945
その他	0	繰越利益剰余金	340,945
資産合計	992,655	自己株式	△36
		新株予約権	543
		純資産合計	885,184
		負債純資産合計	992,655

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,576,766
売 上 原 価		1,148,959
売 上 総 利 益		427,807
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		291,313
営 業 利 益		136,493
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 補 償 金	276	
受 取 手 数 料	1,612	
受 取 賃 貸 料	350	
そ の 他	231	2,477
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90	
株 式 交 付 費	5,032	
上 場 関 連 費 用	12,556	
そ の 他	927	18,605
経 常 利 益		120,365
税 引 前 当 期 純 利 益		120,365
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,571	
法 人 税 等 調 整 額	11,846	35,417
当 期 純 利 益		84,947

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金 準 備	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 剩 余 金 準 備	そ の 他 利 益 剩 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剩 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	248,137	83,113	83,113	272	272,053	272,326	-	603,577
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	106,103	106,103	106,103					212,207
剰 余 金 の 配 当					△16,056	△16,056		△16,056
当 期 純 利 益					84,947	84,947		84,947
自 己 株 式 の 取 得							△36	△36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	106,103	106,103	106,103	-	68,891	68,891	△36	281,063
当 期 末 残 高	354,241	189,217	189,217	272	340,945	341,218	△36	884,640

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	2,030	605,607
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		212,207
剰 余 金 の 配 当		△16,056
当 期 純 利 益		84,947
自 己 株 式 の 取 得		△36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,487	△1,487
当 期 変 動 額 合 計	△1,487	279,576
当 期 末 残 高	543	885,184

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社エコミック
取締役会 御中

三優監査法人
札幌事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宇野 公之 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岡島 信平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコミックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5月19日

株式会社エコミック
取締役会 御中

三優監査法人
札幌事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宇野 公之 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岡島 信平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコミックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社エコミック 監査等委員会

監査等委員 井上 晋一 ㊟

監査等委員 小林 董和 ㊟

監査等委員 荒木 俊和 ㊟

(注) 監査等委員井上晋一、小林董和及び荒木俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第24期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。その内訳は普通配当10円、東証JASDAQ上場記念配当2円でございます。

なお、この場合の配当総額は22,631,640円となります。

(注)当社は2021年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第24期)の期末配当につきましては、配当基準日が2021年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社株式の数
1	くま 熊 (1971年4月10日生)	がい 谷 こう 浩 じ 二	1995年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年2月 当社入社 管理部長 当社 取締役管理部長 2004年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2013年5月 栄光信息技术（青島）有限公司 董事長（現任）	72,900株
<p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>当社の代表取締役社長及び当社子会社の栄光信息技术（青島）有限公司の董事長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び当社の属する業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引続き取締役候補者いたしました。</p>				
2	あら 荒 (1974年2月1日生)	や 谷 つとむ 努	1996年4月 セントラル自動車株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）入社 2001年11月 京セラタイコム株式会社（現京セラ株式会社）入社 2004年4月 当社入社 2008年6月 当社 管理部管理課長 2012年4月 当社 執行役員管理部長 2013年5月 栄光信息技术（青島）有限公司 董事（現任） 2013年6月 当社 取締役管理部長 2020年6月 当社 取締役管理部長、システム企画室管掌（現任）	7,200株
<p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>当社の管理部門の責任者として、経営及び経理財務の豊富な経験と幅広い見識を有し、長年当社の取締役を務めております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引続き取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	みず え しょう じ 水 江 司 二 (1960年9月22日生)	<p>1984年4月 株式会社西武情報センター（現株式会社セゾン情報システムズ）入社</p> <p>2003年4月 同社 Bulas事業部長</p> <p>2009年4月 同社 BPO事業部長</p> <p>2011年5月 株式会社HRプロデュース（現株式会社IDデータセンターマネジメント）取締役</p> <p>2012年6月 株式会社セゾン情報システムズ 取締役</p> <p>2016年10月 株式会社無限 取締役副社長</p> <p>2017年6月 当社 社外取締役</p> <p>2018年6月 当社 取締役第1ペイロール部長</p> <p>2020年6月 当社 取締役営業部長 兼 カスタマーサービス部長、オペレーション部管掌（現任）</p>	—
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>株式会社セゾン情報システムズのBPO事業において豊富な経験を有しており、当社グループの属する業界に精通しております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	にし だ みつ 志 西 田 光 志 (1951年9月29日生)	<p>1977年4月 株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社</p> <p>2001年6月 同社 取締役企画本部企画部長 兼 同本部事業開発室長 兼 社長室長</p> <p>2003年4月 同社 取締役企画部長 兼 事業開発室長</p> <p>2004年4月 同社 取締役金融・カード第1事業部長</p> <p>2005年10月 同社 取締役カード第2事業部長</p> <p>2006年4月 同社 取締役事業統轄本部カード第2事業部長</p> <p>2008年4月 クオリカ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2013年4月 TIS株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2016年4月 同社 代表取締役副社長執行役員</p> <p>2018年4月 同社 代表取締役</p> <p>2018年9月 株式会社W&Bay consulting 代表取締役（現任）</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役（現任）</p>	—
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>これまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただくことを期待して、社外取締役として適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 西田光志氏は、社外取締役候補者であります。

3. 西田光志氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、西田光志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、西田光志氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記所有する当社株式の数は株式分割前の所有株式数を記載しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月26日開催の第21期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたします。

当社は、上記の目的に加え、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、当該内容は相当なものであると考えております。また、本議案は、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定しております。

本議案が承認された場合は、事業報告14頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、本議案に基づき改定する予定です。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、割当てを受けた日から5年以内の間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当契約について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

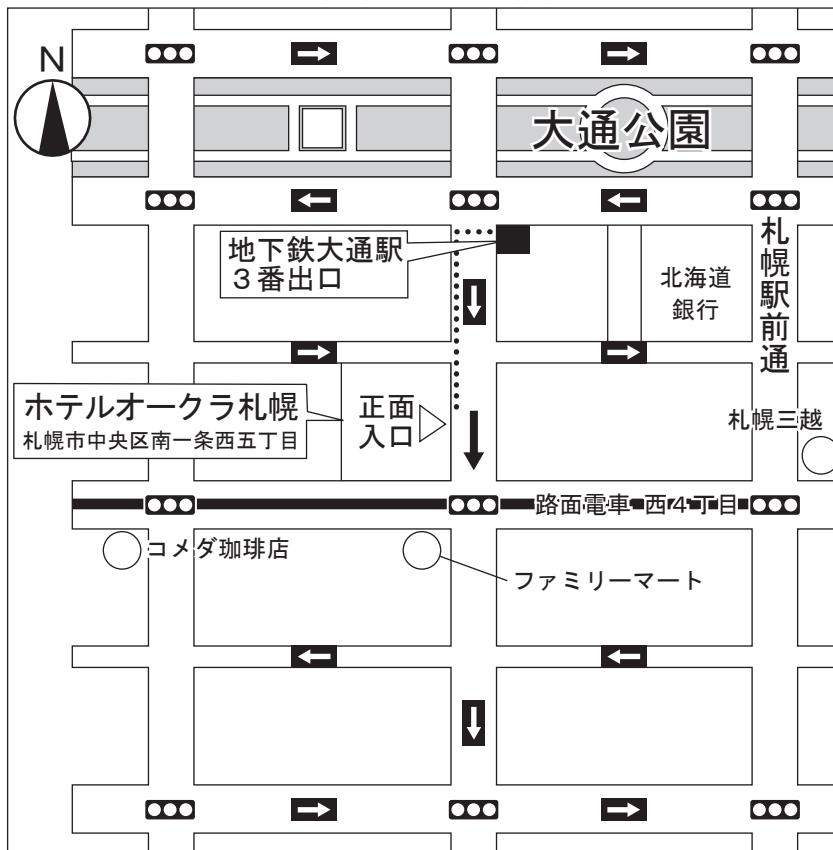
（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の従業員に対しても、割り当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーン
TEL (011) 221-2333 (代)



[交通機関]

地下鉄「大通」駅から…3番出口より徒歩約1分